

第357回矢板市議会定例会

報告事項説明書

令和元年6月

矢板市

報 告 事 項 説 明 書

第357回矢板市議会定例会に報告いたします事項について、御説明申し上げます。

報告第1号 平成30年度矢板市一般会計繰越明許費繰越計算書の報告については、平成30年度において、繰越明許費の取扱いをした低所得者・子育て世帯主向けプレミアム付商品券発行事業、認知症高齢者グループホーム等防災改修等支援事業、スマートIC整備事業及び小・中学校施設大規模改修事業について、法の定めるところにより、報告するものであります。

参 考 地 方 自 治 法 (抜 す い)

(繰越明許費)

第213条 歳出予算の経費のうちその性質上又は予算成立後の事由に基づき年度内にその支出を終わらない見込みのあるものについては、予算の定めるところにより、翌年度に繰り越して使用することができる。

2 前項の規定により翌年度に繰り越して使用することができる経費は、これを繰越明許費という。

参 考 地 方 自 治 法 施 行 令 (抜 す い)

(繰越明許費)

第146条 地方自治法第213条の規定により翌年度に繰り越して使用しようとする歳出予算の経費については、当該経費に係る歳出に充てるために必要な金額を当該年度から翌年度に繰り越さなければならない。

2 普通地方公共団体の長は、繰越明許費に係る歳出予算の経費を翌年度に繰り越したときは、翌年度の5月31日までに繰越計算書を調製し、次の会議においてこれを議会に報告しなければならない。

以下省略

報告第2号 公益財団法人矢板市農業公社の経営状況説明書の提出については、公益財団法人矢板市農業公社が、平成30年度において農業の生産性の向上を図り、もって農業の振興に寄与することを目的に、農業経営基盤強化促進事業その他農業構造の改善に資するための事業を実施したことに関する経営状況、令和元年度事業計画、収支予算及びその説明する書類について、法の定めるところにより、提出するものであります。

参 考 地方自治法（抜すい）

（財政状況の公表等）

第243条の3 第1項省略

2 普通地方公共団体の長は、第221条第3項の法人について、毎事業年度、政令で定めるその経営状況を説明する書類を作成し、これを次の議会に提出しなければならない。

以下省略